



25施企第29号
平成25年11月25日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県私立学校担当課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省施設等機関施設担当部課長
各文部科学省特別の機関施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
新保 幸



(印影印刷)

建築基準法施行令改正に伴う関連告示の公布について（周知）

東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことや、エスカレーター等の脱落事案が複数確認されたことから、建築物の更なる安全性を確保するため、建築基準法施行令の一部を改正する政令※1が本年7月12日に公布されたところですが、主な関連告示が同年8月5日に加え、10月29日に公布されましたのでお知らせいたします（別紙1）。

今般の改正のうち、天井の脱落防止対策については、これまでにお送りした関係通知等※2により取組の推進を要請しているところですが、エレベーター及びエスカレーターの対策についても、建築物を建築する際には当該基準への適合が義務づけられますので、遺漏なきようお取り計らい願います。また、既存の建築物についても、当該基準に適合していない場合は既存不適格建築物の扱いとなるため、今般の改正の趣旨を踏まえ、点検及び必要な対策の実施に努められるようお願いいたします。（各種国庫補助制度等については別紙2を参照）

また、このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課長においては域内の市区町村教育委員会施設主管課長に対して、各都道府県私立学校担当課長においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して周知を図られるようお願いいたします。

※1・建築基準法施行令の一部を改正する政令について（国土交通省ホームページ）
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000414.html

※2 関係通知等
〈学校宛〉

- ・「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」（平成25年8月7日付25文科施第201号）
- ・「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」（平成25年8月7日付25文科施第202号）
- ・「建築物における天井等脱落対策に係る技術基準の解説」について（平成25年10月1日付事務連絡）

〈文教施設宛〉

- ・「大規模空間を持つ文教施設の吊り天井の脱落対策について」（平成25年8月20日付25受施企第12号）

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室 施設防災企画係

電話：03-5253-4111（内線3184）

建築基準法施行令改正に伴う主な関連告示について

1. 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことや、エスカレーター等の脱落事案が複数確認されたことから、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の一部が改正され、それに伴う関連告示が公布された。

2. 主な関連告示

(1) 天井の脱落防止措置（平成25年8月5日の官報に掲載）

- ・「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号）

:令第39条第3項において、特定天井(脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いるものとする旨規定。

(2) エレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置（別添参照）（平成25年10月29日の官報に掲載）

- 1) 「地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第1048号）

「エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成25年国土交通省告示第1047号）

:令第129条の4第3項において、エレベーターは、釣合おもりについて地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとし、また、構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする旨規定。

- 2) 「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第1046号）

:令第129条の12第1項において、エスカレーターは、地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする旨規定。

3. スケジュール

施行 平成26年4月1日

関連する国庫補助制度と参考資料について

国庫補助制度（天井等落下防止対策を含め、既存施設の改修に活用できるもの）

○学校施設環境改善交付金 防災機能強化事業

対象施設：公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
担 当：文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課

○国立大学法人等施設整備費補助事業

対象施設：国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構
担 当：文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課

○私立高等学校等施設高機能化整備費補助事業

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助事業

対象施設：私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程又は高等課程に限る）
担 当：文部科学省高等教育局私学部私学助成課

○学校施設環境改善交付金 社会体育施設耐震化事業

※構造体の耐震補強工事と一体的に実施する関連工事が対象

対象施設：地方公共団体が設置した社会体育施設
担 当：文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ青少年企画課

○社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 住宅・建築物安全ストック形成事業

※天井のみ耐震改修する場合の補助対象

a. 用途が次のいずれかであること

- ・固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等
- ・防災拠点施設（避難場所に指定されている体育館、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等）

b. 6m超の高さにある200㎡超の吊り天井であること

c. 耐震診断の結果、天井が脱落する危険性が高いこと

※※既設エレベーター及び既設エスカレーターの耐震改修については、建築物の耐震改修と合わせて改修をする場合に補助対象となる

（既設エレベーター、既設エスカレーターに関しては、平成26年度以降に制度の拡充の可能性ががあります。）

担 当：国土交通省住宅局建築指導課

参考資料

○「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成25年8月 文部科学省）

本手引は学校の屋内運動場等を対象とした記載としているが、ここで示した手順や留意点等は類似の社会教育施設や社会体育施設等の対策を講じる上でも有効

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1341100.htm（文部科学省HP）

○「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」（平成25年9月 国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所、一般社団法人新・建築士制度普及協会）

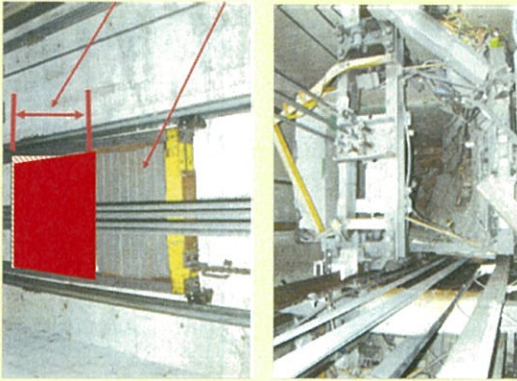
<http://www.seinokyo.jp/tenjou/top/>（一般社団法人 建築性能基準推進協会HP）

エレベーターの地震対策について

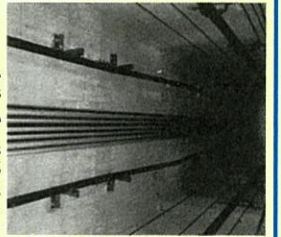
エレベーターの地震対策について

- 東日本大震災において、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形が多数発生したこと
を踏まえ、地震その他の震動に対する釣合おもりの脱落防止並びに主要な支持部分の構造上の安全性に
関する政令を改正。
- 現行法令上のエレベーターの地震対策は、かご・釣合おもり枠の脱しレール防止、主索の外れ防止、駆動
装置・制動機の転倒防止等について規定されているが、釣合おもりの脱落防止、主要な支持部分の地震
に対する構造上の安全性に関する規定はない。

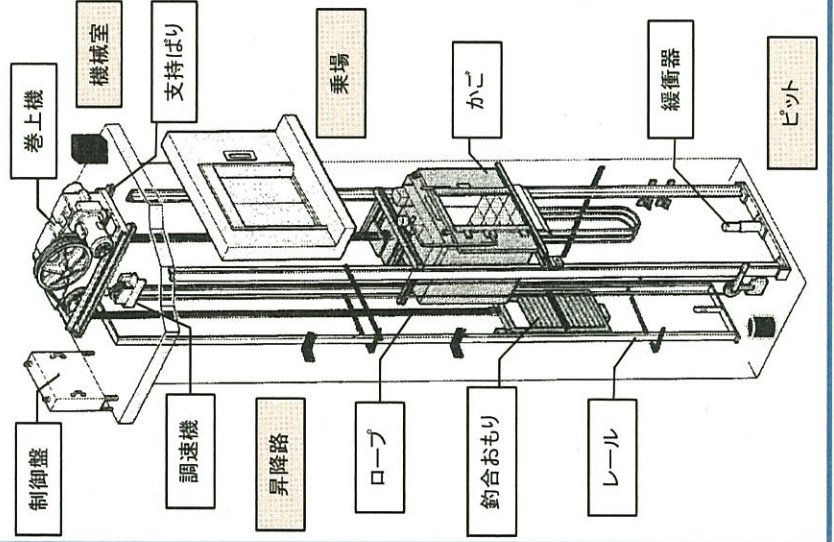
釣合おもりの脱落事例



レール変形事例

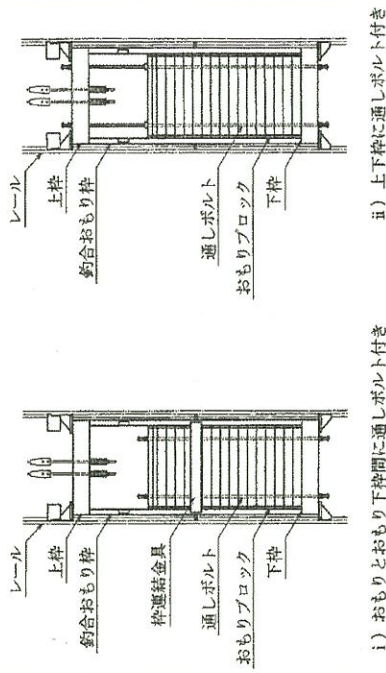


ロープ式エレベーターの構造



◇釣合おもりの脱落防止を規定

釣合おもりが脱落しない構造方法の例



◇主要な支持部分の地震に対する構造計算の基準を規定

主要な支持部分：エレベーターのかごを支え、
又は吊る構造上主要な部分

【例】レール（レール支持部材を含む）、
支持ばり、プランジヤー、シリンダーなど

エスカレーターの脱落防止対策について

■エスカレーターの下防防止対策について

1. 仕様ルート

【対策1】 端部に十分な「かかり代」の確保

- ・ 「かかり代」は中規模地震時の層間変形角の5倍の層間変位+20mm以上を原則とし、建築物の変位を構造計算によって確かめた場合は、1/100を下限として緩和。
- ・ 層間変位によりトラスが原則圧縮を受けないよう隙間を設けること

- ・ 非固定部は層間変位に対して支障なく追従できること
- ・ 固定部は地震に対して破断が生じないこと

【対策2】 かかり代によらない脱落防止措置（バックアップ措置）

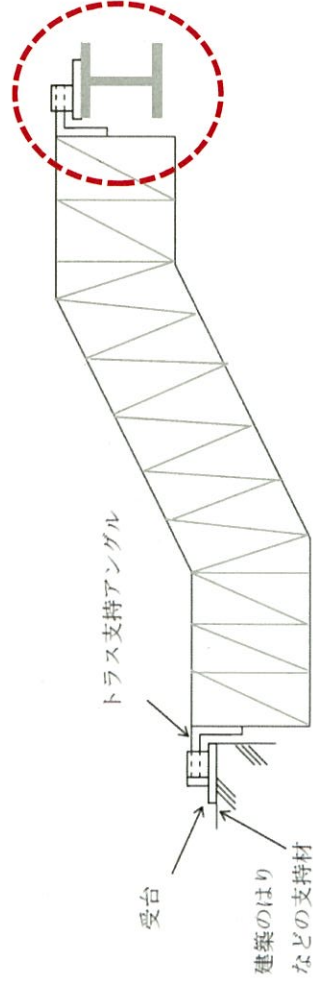
- ・ 昇降高さ $\times 1/100 + 20\text{mm}$ 以上の「かかり代」を設けた上で、かかり代によらないバックアップ措置を講ずる。
- ・ バックアップ措置は原則エスカレーターを落下させずに支持し、層間変位に追従するものとする。（隙間、非固定部、固定部の強度については対策1と同様。）

2. 特殊検証ルート

- ・ 新たな構造方法を採用しようとする場合など、仕様ルートによらない場合を対象とする。（大臣認定）

3. 適用除外

- ・ エスカレーターが床又は地盤上に自立する構造である場合などエスカレーターが脱落するおそれがないことが明らかなる場合は、上記の技術基準を適用除外。

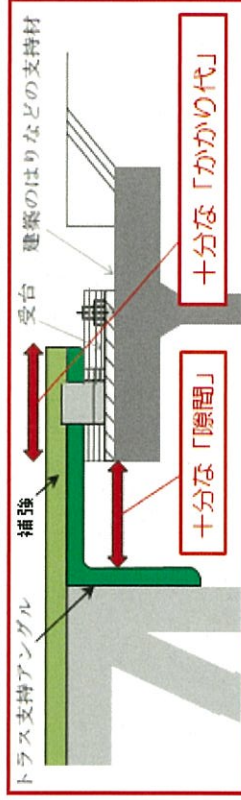


固定部

非固定部

【対策1】

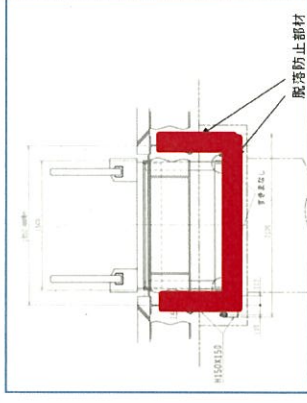
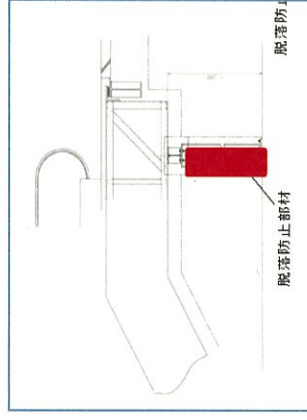
端部に十分な「かかり代」の確保



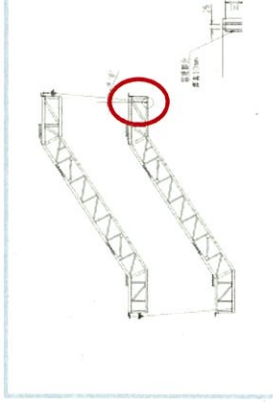
【対策2】

かかり代によらない脱落防止措置（バックアップ措置）

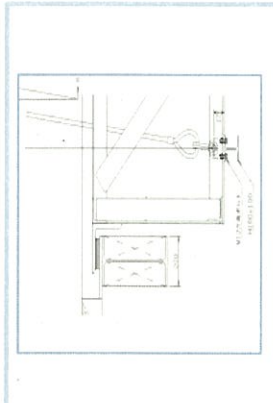
かかり代によらない脱落防止措置を講じる



下階床から支持柱を設ける例



鋼材、ワイヤ-プー等により支える例



上階建築のりからワイヤ-プーで吊る例

